

災害時における支援に関する協定書

長岡市（以下「甲」という。）と新潟県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）、公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「丙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長岡市内において災害が発生した場合に、乙及び丙が甲に対して行う支援について必要な事項を定めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（支援の内容）

第3条 甲の要請により乙及び丙が行う支援は次に掲げるものとする。

- （1）災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づく、甲と連携した市内家屋の調査に関すること
- （2）甲が発行する罹災証明について、市民からの相談に関すること
- （3）登記及び境界問題並びに境界紛争に関する相談所の開設

（支援の要請）

第4条 甲は、乙及び丙に対して支援を要請するときには、次に掲げる事項を別記様式により示して、乙へ支援を要請するものとする。ただし、別記様式による伝達が困難な場合は、口頭又は電話等により応援業務を要請することとする。

- （1）支援の実施期間及び場所
- （2）支援の目的
- （3）支援の内容
- （4）その他必要な事項

（支援の実施）

第5条 乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに業務を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援が出来ない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

（守秘義務）

第6条 乙及び丙は、支援上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(費用負担)

第7条 甲は、第4条の規定により派遣された乙の会員及び丙の社員の人件費は負担しない。

2 乙及び丙が、甲の要請により実施する場合に必要な資機材の費用については、甲が負担するものとする。

3 その他の費用負担については、甲と乙及び丙が協議して定める。

(協定の効力)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の日の1箇月前までに、甲乙丙いずれかから協定解除の申出がないときはさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

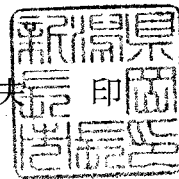
第9条 この協定に定めのない事項及び、この協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成27年〃月 〃日

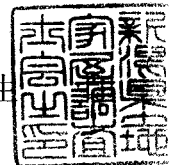
甲 長岡市大手通1丁目4番地10
長岡市

長岡市長 森 民 夫



乙 新潟市中央区上大川前通6番町1211番地5三好マンション鏡橋3階
新潟県土地家屋調査士会

会長 大塚 久 生



丙 新潟市中央区明石二丁目2番20号
公益社団法人新潟県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

代表理事 小林 貞 夫

